

IV-1 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

商工会及び商工会議所が、小規模事業者に対する経営状況の分析や事業計画の策定、実施等への支援を引き続き推進するため、「経営発達支援計画」の認定及び報告手続を簡素化するとともに、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」を平成 26 年度に改正し、「伴走型小規模事業者支援推進事業」により、小規模事業者に対する支援のため、商工会及び商工会議所が、国の認定を受けた「経営発達支援計画」を実施する際に生じる経費に対して補助している。

しかしながら、経営発達支援計画の認定及び「伴走型小規模事業者支援推進事業」の実施に当たっては、国から煩瑣な手続を求められており、業務の負担となっている。

そのため、経営発達支援計画においては、当初、県内すべての商工会及び商工会議所が経営発達支援計画の認定を受け、現在 2 期目又は 3 期目の計画を申請し、順次認定を受けているものの、計画の認定更新を断念する商工会議所（4 単会）も見られる。

商工会・商工会議所が、認定を受けた計画に基づく小規模事業者支援を、国の補助も活用しながら、確実に実施できるようにするためには、計画の認定及び報告手続の簡素化並びに「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額が必要である。

神奈川県経営発達支援計画申請・認定状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	当初（1 期目）認定数	現在認定数
商工会 (全19単会)	19	19
商工会議所 (全14単会)	14	10
合 計	33	29

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）

IV-2 小規模企業者等設備貸与事業の災害時の償還猶予及び免除の規定整備

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業者等設備貸与事業では、災害の影響により貸与機関から貸与を受けている設備が滅失した場合や、資金繰り悪化や倒産等が発生した場合の償還猶予や免除を認めていないことから、関連規定を設けること。

【提案理由等】

平成27年度に開始した「小規模企業者等設備貸与事業」は、平成27年3月13日に施行された「小規模企業者等設備貸与事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（以下、「当該規程」という。）により実施している。

令和元年度に発生した台風や新型コロナウイルス感染症（以下「災害」という。）の影響により、当該事業を利用する小規模企業者等（以下「企業等」という。）の資金繰りが悪化しているケースが発生しており、貸与機関では企業等の実状に応じて償還猶予を認めている。

しかし、現行の当該規程には、償還猶予や免除の規定がなく、貸与機関が企業等に対して償還猶予や免除を認めたり、企業等が倒産することなどにより、最終償還期限までに全額の回収ができない場合は、原資の2分の1を負担している（独法）中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）への返済原資を貸与機関又は県が負担せざるを得ない状況となっている。

旧制度である「小規模企業者等設備導入資金助成法（※1）」や「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（※2）」では、災害により企業が影響を受けた時の償還猶予や免除等に関する規定があり、当該規程と同様に「中小企業基盤整備機構法」に位置付けられている高度化事業（※3）においても償還猶予や免除に関する規定がある。

近年増加している局地的な豪雨など自然災害リスクが高まる中、企業が安心して設備投資できる環境整備を図るとともに、災害により甚大な影響を被った企業等の資金繰りを支援し、当該事業の円滑な運営を図るため、当該規程に償還猶予や免除に関連する規定を設ける必要がある。

（参考）関連法令等抜粋

小規模企業者等設備導入資金助成法（※1）（平成27年3月31日廃止）

第8条 都道府県は、災害その他貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者の責めに帰することができない理由により、その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるときは、経済産業大臣の承認を受けて、小規模企業者等設備導入資金の貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

旧激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（※2）

第13条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

中小企業基盤整備機構法 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則（※3）

第36条 機構は、都道府県が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める貸付けの相手方（以下この章において「債務者」という。）に対し、償還を猶予する場合であつて、債務者に係る機構の都道府県に対する貸付条件の変更を希望するときは、次の各号の要件に適合することが認められる場合に、償還の猶予を認めることができる。（以下、略）

（神奈川県担当課：産業労働局金融課）

IV-3 経営承継円滑化法の認定要件の緩和

提出先 経済産業省、中小企業庁

【提案項目】

経営承継円滑化法について、中小企業者の事業承継を促進するため、次の措置を講じること。

- 1 経営承継円滑化法の特例制度の延長又は認定要件の見直し
相続税、贈与税の納税猶予制度の10年間の特例措置期間の延長又は特例措置期間終了後の認定要件の緩和を図ること。
- 2 認定等の申請書類の要件見直し
オンライン申請システムの導入に向けて、添付書類についてすべての書類について写しを可とするよう経営承継円滑化法施行規則（省令）を改正すること。

【提案理由等】

経営承継円滑化法は、平成20年10月施行後、平成30年から10年間の特例措置期間の創設以降に認定件数が大幅に増加しており、特例措置期間の終了により本制度の活用が減少することが見込まれる。そのため、引き続き中小企業の事業承継を後押しするには、特例措置期間の延長又は特例措置期間終了後の認定要件の緩和を図ることが必要である。

また、国では、オンライン申請システムを開発し、認定機関である都道府県に利用を促しているところであるが、申請に必要な書類のうち申請会社の履歴事項全部証明書及び贈与者等の戸籍謄本については、原本の提出を要件としている。

現状では、当該書類についてはオンライン申請とは別に郵送により提出することとなり、申請者の利便性向上及び認定窓口の事務の効率化が図れない。全ての申請書類について写しを可とすることにより、オンラインでの申請を可能にすべきである。

Ⅳ-4 国際観光旅客税の地方自治体への財源措置

提出先 観光庁

【提案項目】

コロナ禍を経た観光需要の回復に伴い、地方自治体においても、外国語表記、バリアフリー化などの受入環境整備や地域の観光資源の魅力向上に加え、オーバーツーリズム対策についても、これまでも増して取り組む必要があることから、観光促進のための財源として創設された国際観光旅客税の税収の一定割合について、地方自治体への財源措置を講じること。

【提案理由等】

国際観光旅客税は、観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、令和7年度予算のうち国際観光旅客税充当事業は、約441億円が計上されている。

主な充当事業はインバウンドに向けた環境整備や戦略的な訪日プロモーションの実施となっているが、インバウンドに向けた環境整備については、対象が文化資源や国立公園、さらには出入国における環境整備など特定分野に限られており、訪日プロモーションの実施については、実質的にJNTO（日本政府観光局）への交付金であることから、地方自治体において、地域の特性を生かした観光資源の磨き上げを行うことができないものとなっている。

そのため、地方自治体、とりわけ広域自治体である都道府県にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金などを新たに創設することにより、税収の一定割合を地方に配分することが必要である。

Ⅳ-5 農業の担い手の確保に向けた交付要件の緩和

提出先 農林水産省

【提案項目】

都市農業における担い手の確保に向けて、新規就農育成総合対策事業の対象年齢や支援期間の交付要件の緩和等を図ること。

【提案理由等】

神奈川県は、都市化の進展などの影響を受け、担い手の減少が進んでおり、新規就農者の育成・確保が必要となってきた。

国の新規就農育成総合対策では、40歳代以下の農業従事者を拡大するという政策目標に基づき、50歳未満の新規就農者が主な支援対象者となっているが、本県では、50歳以上の新規就農者の割合が全体の4割近くになっている。都市農業を維持していくためには、こうした新規就農者の定着促進も必要不可欠であることから、対象年齢を緩和すべきである。

就農準備資金については、親元就農の場合、就農後5年以内に農業経営を継承するか、法人の共同経営者となること等を要件としているが、法人以外でも共同経営者（家族経営協定を締結し明確に親子の経営部門を分離する等）となれば交付対象となるよう要件を緩和する必要がある。

経営開始資金は、令和4年度から支援期間が5年から3年に短縮されたが、経営開始4～5年目に経営が安定せず営農を断念することが懸念されるため、支援期間をこれまでと同様に戻すことが必要である。

経営発展支援事業については都道府県の補助金負担を事業の要件としているが、農業者を確保することは国の重要な施策であることから、補助額のすべてを国において支援することが必要である。

Ⅳ-6 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

農地中間管理機構が行う事業について、相談や調整活動の強化による担い手への農地集積・集約化に向け、相談員の確保等、都市部ならではの地域の実情や更なる予算措置などを講じること。

【提案理由等】

本県において、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を達成するためには、農地中間管理事業及び機構の特例事業により、農業者が安定的に事業運営できるよう、県や市町村など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとする必要がある。

特に、農地中間管理機構関連農地整備事業及び遊休農地解消対策事業については、機構への貸付期間の要件等が、都市部に位置する本県の実態に即したものとなっておらず、活用出来ない状況である。

また、農地中間管理機構による現地活動を強化するためには、農地相談員を増員することが必要であり、現地活動をする者の確保が難しい場合は、土地改良区等へ外部委託できるよう制度の改善を行う必要がある。

そのため、機構への貸付期間を緩和する等、地域の実情に即した実施要件とするとともに、農地中間管理機構の業務推進に必要な体制の強化のため、制度の改正や、十分な予算措置を講じる必要がある。

Ⅳ-7 酪農経営に対する経営安定対策制度の創設

提出先 農林水産省

【提案項目】

酪農経営に対して、永続的に再生産が可能な所得が確保できるよう、新たな経営安定対策制度を創設すること。

【提案理由等】

農林水産省によると、酪農経営における生乳1kg当たりの生産コストは、平成29年度以降増加傾向で推移し、令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や高熱動力費の上昇等により、生産コストは大きく増加している。また、生乳1kg当たりの所得は、平成29年度以降減少し、令和4年は生産コストが収入を上回るなど、所得が大きく減少している状況にある。

こうした中、直近5年の状況について、乳用牛飼養戸数は減少傾向が続き、国内全体では約5%、本県においては、約9%の減少率で推移している。また、生乳生産量は、国内全体では長期的に見て減少してきており、本県においては、約6%の減少率で推移している。このように、今後も所得向上が見通せない情勢において、我が国の酪農経営は弱体化の一途を辿っている。

一方、畜産業における経営安定対策として、肉用牛、養豚については、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき、畜産物の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、生産者に対し、差額の9割を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和する制度があり、養鶏（鶏卵）経営についても、取引価格低落時の補填や需給改善に対する奨励金の交付など、経営の安定を図るための制度がある。

しかし、酪農については、肉用牛、養豚、養鶏（鶏卵）のような経営の安定を図るための制度が存在せず、また、需給動向等を踏まえた価格交渉においては、生産費の価格転嫁は困難である。さらに、県内でも様々な形態で6次産業化により経営の多角化に取り組む生産者はあるが、一部に限られることから、再生産が可能な所得を確保し、持続可能な酪農経営を推進するための経営安定対策が必要である。

そこで、酪農経営についても、新たに酪農経営を対象とする経営安定対策制度の創設を要望する。

Ⅳ-8 畜産・酪農の収益力・生産基盤強化の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

畜産・酪農の中長期的な成長に向けた生産基盤の構築を推進するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター）（以下、「事業」という。）について、次の措置を講じること。

- 1 継続的な事業として令和8年度以降も予算措置すること。
- 2 酪農を対象とする施設整備について、搾乳施設と成牛舎についても事業の対象とすること。
- 3 アニマルウェルフェアの向上に寄与する施設整備についても事業の対象とすること。

【提案理由等】

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して平成28年1月に制定された事業は、生産基盤の強化に貢献する事業で、本県の意欲ある畜産農家から活用に向けた強い要望があり、県は計画の作成支援や認定を通じて、事業の積極的な推進を図っている。

酪農を対象とする施設整備に関しては、生乳の需給が緩和していることを踏まえ、令和4年度補正予算事業からは新規就農者のみが対象とされていたところ、令和6年度補正予算事業から採択が再開されたが、搾乳施設と成牛舎は対象外とされている。

また、国は令和5年7月に「家畜の飼養管理に関する技術的な指針」を示し、アニマルウェルフェアの普及を強化している。

- 1 事業は、生産性向上や、飼養規模拡大を目指す意欲的な畜産農家からの期待が大きく、今後、活用を検討している地域があることから、引き続き予算措置が必要である。
- 2 本県酪農が生産する生乳は学校給食等に供給されるなど県民の食の安全・安心に大きく貢献している。しかし、近年の飼料や生産資材の価格高騰等の影響から廃業が増加し、生乳生産量が大きく減少している。そこで、既存酪農の施設整備を充実し、機能を向上する事で生乳供給力を確保する必要がある。
- 3 アニマルウェルフェアについては、畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、推進の必要性が高まっているものの、施設整備に際し家畜の居住空間を十分に確保する必要があるなど、生産拡大が困難な場合が想定されることから、事業要件の緩和が必要である。

（神奈川県担当課：環境農政局畜産課）

IV-9 農業農村整備事業の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

農業農村整備事業を計画的かつ着実に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 地域の実情や特性を踏まえた制度等の見直し
地域ニーズに即したきめ細やかな農業農村整備を推進できるよう、特に農地区画の再編整備については要件緩和をし、また定額補助事業等の拡充を行うこと。
- 2 農業水利施設の整備・強靱化や長寿命化対策の推進
自然災害による農業生産活動への影響を防ぐため、農業水利施設の整備・強靱化及び長寿命化対策に必要な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 三浦半島地域では、ダイコンやキャベツなど、全国有数の露地野菜の産地を形成し、新鮮で安全・安心な食料が供給されている。

一方、その他の地域では、温暖な気候や大消費地に近いという利点を生かし、多品種栽培を特徴とした都市農業が行われている。

このような状況の中で、本県農業を持続的に発展させていくためには、地域の実情や消費者ニーズに応じるため、デジタル技術を活用するなど、次世代型農業を見据えた農地区画の再編や農業用施設の整備を行っていくことが不可欠である。

特に、農地区画の再編整備については、事業要望があるものの、大区画化を目指した全国的な集積・集約率基準・面積要件となっているため、都市部に位置する本県においては、活用しにくい状況にあり、多く存在する小規模農地は、生産性が上がりず取り残されている状態である。

そのため、地域の実情や特性を踏まえた制度改正を行うとともに、計画的かつ着実な事業の推進に必要な予算を安定的に確保し、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の拡充を図ることが必要である。

- 2 近年、毎年のように、気候変動の影響と考えられる記録的な豪雨など大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、令和6年8月の台風10号では、県内に長時間の大雨がもたらされ、農地や農業用施設などで甚大な被害が発生するなど、農業生産活動にも甚大な影響が生じた。

本県においても、「神奈川県水防災戦略」を改定（令和5年3月）し、地震や豪雨等による人命にかかわる被害や農業生産活動への影響を防ぐため、農業水利施設の整備、強靱化を推進し、併せて長寿命化対策を進めているが、これらの対策を着実に実施するためには、更なる財源の確保と地方財政措置の充実を図ることが必要である。

（神奈川県担当課：環境農政局農地課）

IV-10 被災漁業者の生産活動再開支援制度の創設

提出先 水産庁

【提案項目】

大型の台風や豪雨等の自然災害により、被災した漁業者が迅速に生産活動を再開できるよう、個人・法人の漁業者それぞれが所有する定置網漁具や漁船、養殖施設（以下、「主要な生産施設等」という。）などの復旧を支援する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、気候変動の影響等による台風の大型化等、自然災害による漁業への被害が増加しており、平成29年台風21号や平成30年台風12号、令和元年東日本台風などでは、大型・小型定置網などの漁具や漁業施設、漁船等が被害を受けたが、漁業では農業における「農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）」のような、個人・法人の漁業者それぞれが所有する被災した主要な生産施設等への支援事業はない。

中小零細漁業者が、日々の操業に使用する主要な生産施設等は、個人等による所有が一般的なため、これらが被災した場合、その復旧が大きな負担となり、安定した漁業経営の継続に支障をきたしている。

また、自然災害等の被災による生産活動の長期停滞は、中小・零細漁業者にとって、即廃業の危機となり、本県沿岸漁業の生産量、生産額の大きな減少につながりかねないため、迅速な生産活動の再開を支援し、経営安定化と本県産水産物の安定供給に道筋を作ることが必要である。

加えて、漁業者の被災による経営リスクを軽減することができれば、設備投資の促進や新規参入が図られ、本県沿岸漁業の活性化も期待できる。

近年の台風被害状況（定置網漁業）

	被災定置網数	被災額
平成29年台風21号	17ヶ統	2.7億円
平成30年台風12号	8ヶ統	0.8億円
令和元年東日本台風	14ヶ統	2.8億円

IV-11 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

都市農業の持続的発展を図るため、農地等にかかる税制について、次の措置を講じること。

1 相続税等納税猶予制度の対象の拡大

市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。

2 農業用施設用地への課税の見直し

三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

【提案理由等】

- 1 市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている約6割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。

今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

- 2 三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

IV-12 都市農業の振興を図るための国庫補助事業の見直し

提出先 財務省、農林水産省

【提案項目】

国庫補助事業の見直し

都市農業の振興は、農業に対する消費者の理解促進に大きく寄与することから、国庫補助事業について、都市農業の特性に十分配慮した採択要件等を検討すること。

なお、要件等の見直しが困難である場合には、都市農業に特化した補助制度を創設すること。

【提案理由等】

小規模農家が多い本県では、農地の団地化が難しく、国庫補助事業で一部緩和される都市近郊地域に対する面積要件であっても満たすことが困難である。また、配分基準においては、輸出に関する優先採択のポイント加算があるが、生産者と消費者の距離が近く、地産地消を推進する本県では、輸出を行う必要がないことから、ポイント加算の恩恵を受けることもできない。

その結果、本県では既存の国庫補助事業の採択を受けることが困難となっているが、都市農業を振興することは、農業に対する消費者の理解促進に大きく寄与することから、国としても持続的に都市農業の振興のための施策を講ずる必要があると考える。

そのため、国庫補助事業について、地域の実情に合わせた採択要件等を見直すことが必要である。

なお、既存の国庫補助事業において、その目的や事業内容に照らして、要件等の見直しが困難である場合には、新たな補助制度の創設をしていただきたい。

都市農業基本法において、都市農業は「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と位置付けられているが、本県では、神奈川県都市農業推進条例において「都市に生活する県民に対し、新鮮で安全・安心な食料等を供給し、及び農業の有する多面的機能を提供する役割を担う神奈川県全域で営まれる農業」と定義しており、農業振興地域も都市農業に含んでいる。

IV-13 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化
東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。
- 2 水産資源回復のための浅場造成等による漁場環境の改善
貧酸素水塊の影響等により減少した水産資源を回復するため、稚魚の生育場や産卵場となる浅場を造成するなど、国として漁場環境の改善を図ること。

【提案理由等】

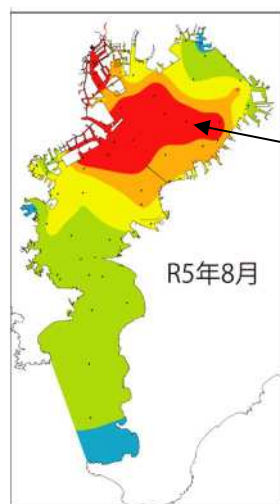
- 1 東京湾では、これまで第1次から第9次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の生息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。

また、令和3年度には底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定がなされたが、現状では環境基準達成は厳しいものと見込まれる。

東京湾では、汚濁物質及びそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などの有機物が蓄積することや、埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡で海水が滞留することにより、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。

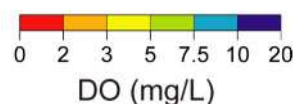
そこで、国としてこれまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討の上、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（令和5年8月）



貧酸素水塊※の占める水域

※貧酸素水塊：下層の溶存酸素量（DO）が2mg/L以下の水塊



出典：東京湾岸自治体環境保全会議

「東京湾水質調査報告書（令和5年度）」

- 2 貧酸素水塊の影響等により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場となる浅場の造成が不可欠である。

（神奈川県担当課：環境農政局環境課、水産課）

IV-14 農山村地域を支える人材確保に向けた支援

提出先 農林水産省

【提案項目】

農山村地域における里地里山の保全活動や農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、本県が行う都市住民や企業、大学などを対象とした多様な人材の確保に向けた施策に対する財政的支援を講じること。

【提案理由等】

農山村地域では、人口の減少と高齢化が進み、担い手不足による耕作放棄地の増加等により農業生産活動が停滞し、地域活力の低下を招いている。

本県の農山村地域は、多くが里地里山を形成しており、農林業の生産の場としてだけでなく、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、極めて重要な多面的機能を有していることから、地域の特色をいかした取組を支える人材の確保が急務となっている。

このことから、都市住民や企業、大学など幅広い主体が参加、協働した取組を行うなど、地域を支える体制及び人材づくりが必要だが、例えば、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金による農地や農業用水路等の地域資源の保全管理等を行う活動組織への予算措置は不十分である。

そのため、活動組織の広域化に向けた体制強化や都市住民等の多様な担い手の参画に向け、本県が行うマッチング支援に対し、新たな制度を構築の上、予算措置については、地域の状況や規模に即した交付単価及び加算要件に見直すなど、推進活動に伴う事務経費を含め、安定的に予算を確保する必要がある。

IV-15 地域計画に関連した制度の見直し

提出先 財務省、農林水産省

【提案項目】

地域計画に関連する制度について、次の措置を講じること。

- 1 認定農業者等への支援の拡充
地域計画において、地域の農業の担う中核的存在として位置付けられる認定農業者等を増加させるための支援策の拡充を図ること。
- 2 地域計画の更新に対する支援策の復活・拡充
地域計画や目標地図の更新に活用できる国庫補助事業を復活・拡充すること。

【提案理由等】

- 1 農業経営基盤強化促進法の「農業を担う者」は、認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者等の担い手のほか、多様な経営体として継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、及び農業を副業的に営む経営体と併せて、委託を受けて農作業を行うもの等が該当する。

県内市町村で策定した地域計画では、こうした多様な農業を担う者を位置付けているが、その中でも、規模拡大等の計画を策定している認定農業者や認定新規就農者を増やすことは、将来的に地域の農業を守り、地域計画の完成度を高めることに大きく寄与する。

そのため、農業経営基盤強化準備金制度などの既存制度の拡充策の検討と併せて、認定農業者等を増やす支援策を講じる必要がある。

- 2 農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題である中で、これまで地域計画案や目標地図素案の作成に活用されてきた地域計画策定推進緊急対策事業が廃止された。

地域計画の更新について、国は、地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高めていくことが重要としており、本県でも担い手の減少や耕作放棄地の増加に対応する必要から、県内市町村に対し更新を促していくこととしているが、更新に当たっては、地域計画や目標地図の抜本的な見直しが必要な地域も多いのが現状である。

しかし、抜本的な見直しには、策定と同様の極めて大きな業務負担が想定され、業務委託等による負担軽減が必要である。

そのため、地域計画の完成度を高め、今後も地域の農業を継続させていくためにも、地域計画や目標地図の更新に活用可能な国庫補助事業による支援を復活もしくは拡充する必要がある。

IV-16 違反転用者による農地の転用の制限

提出先 農林水産省

【提案項目】

無許可で農地転用を行い、また、許可を得た場合であっても許可条件違反となる転用を行った者が、他の農地で申請を行った場合において、農地の転用を制限する規定を設ける法改正などの措置を講じること。

また、無許可で農地転用を行う等をした法人が、別の法人名義で別の農地の転用申請を行う場合、代表者が同じ者であるなど、実質的に同じ申請者であると認められる場合においては、農地の転用を制限する規定を設ける法改正などの措置を講じること。

【提案理由等】

不適切な建設発生土の埋立てなどの違反転用を繰り返し行い、なかには県を跨いで行う例が認められるところ、農地法を始めとする例規において、違反転用者に他の農地の転用の制限を行う明文の規定がなく、違反転用対策の実効性に支障を来すことから農地の転用を制限する明文の規定を設ける法改正などが必要である。

また、違法転用を行った法人が別の法人格を取得し、申請を行った場合、一般的には同一法人とみなすことができず、違反転用対策の実効性に支障を来すことから、併せて明文の規定を設ける法改正などが必要である。

【参考 改正の例】

農地法第4条第6項及び第5条第2項に次の1号を追加する。

- 申請者が他の農地において第1項の規定に違反し、又は第1項の許可に付した条件に違反している者である場合（その者が法人である場合においては、第51条第1項の違反転用に対する処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分のあつた日から5年を経過しないものを含む。）

IV-17 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する補助について、人口が少ない町村も対象となるよう、補助対象要件を見直すこと。

【提案理由等】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する国庫補助の基準には、一般社団法人又は一般財団法人であることのほか、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人以上が見込める団体という要件がある。この要件は人口が少ない町村にとっては過大なため、一部町村に存するシルバー人材センターについては、国庫補助の対象外となっている。

高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることは、人口が少ない町村についても重要である。

そこで、一律の人数要件を見直すことなどにより、全ての市町村のシルバー人材センターが補助を受けられるようにすることが必要である。

IV-18 公契約に関する研究の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

国において、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を地方自治体に公表すること。

【提案理由等】

本県では以前から、国や地方自治体が発注する事業に従事する労働者の賃金水準など、適正な労働条件を確保することを目的とした公契約に関する法律や条例の制定を求める要望が、市町村や労働団体等から提出されている。

本県では、平成 25 年度に「公契約に関する協議会」を設置し、検討を行ったが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定等の課題が挙げられた。

その後、前回の検討から約 10 年が経過し、経済や労働環境が大きく変化していることから、令和 5 年度に改めて協議会を開催し、検討を行ったところ、公共調達にかかわる労働者の基本的人権の尊重や適正な労働環境の確保とともに、人手不足や従業員のスキルアップなど、担い手となる事業者が直面する諸課題を解決するための施策や、公契約の実効性を確保するためのガバナンス等についても具体的に検討する必要があるという考えが示された。

これらは、全国で共通の課題と考えられるため、国においても、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く地方自治体に公表することが求められる。

IV-19 運送業にかかわる離職者及び在職者向け人材育成の制度拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

労働力不足が深刻化する自動車運送業界において、トラックドライバー等従事者の育成が急務となっていることから、即戦力となる運転免許取得者育成のため、次の措置を講じること。

1 離職者向け職業訓練について

「離職者向け職業訓練（委託訓練）」の「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」を次のように拡充すること。

- (1) 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価について、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにすること。
- (2) 取得対象となる運転免許を、大型自動車一種運転免許のほか、中型自動車運転免許に拡大し、フォークリフト運転免許等と組み合わせた訓練を設定できるようにすること。

2 在職者（運送事業者従業員）向け人材育成について

事業者が、従業員に大型自動車一種運転免許、中型自動車運転免許及びフォークリフト運転免許等を取得させる際、国の人材開発支援助成金の活用ができるよう、当該助成金の周知・広報や運用改善を図るとともに、例えば、「物流労働者訓練コース」を設定するなど、同助成金のコースとして明示する取組を行うこと。

【提案理由等】

2024年問題と相まって、本県でも物流業界における労働力不足は顕著な課題であり、大型自動車一種運転免許をはじめ、中型自動車運転免許、フォークリフト運転免許等、即戦力となる運転免許取得者の育成が急務となっている。

国（厚生労働省）からの受託事業である「離職者向け職業訓練（委託訓練）」において、平成30年10月から「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」が創設されたが、委託費の上限単価が本県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例と比べて低額であり、また、全国一律の単価のため地域の物価等を反映しておらず、本県の訓練ニーズを満たす内容とはなっていないことから、所要の制度拡充が必要かつ急務である。

- 1 (1) 国の委託訓練実施要領で示されている委託費の上限単価（税抜き36万3千円）は、本県では中型自動車運転免許所有者が大型自動車一種運転免許を取得する際の自動車教習所費用と同額程度である。また、国の実施要領では、免許の取得に加え、自動車運送業界における各種法令等の基礎やITスキル等の習得、1週間程度の企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練とすることを求めている。この上限単価に基づき委託を実施する場合、事業の委託先の確保が見込めない状況が大いに懸念される。このため、地域の実態を踏まえ協議し、単価を設定できるようにする必要がある。

（神奈川県での大型自動車一種運転免許取得にかかる費用例）

所有免許	費用（税抜き）
中型自動車運転免許 8t AT	332,000 円
普通自動車運転免許 MT	448,200 円

※免許取得費用に加え、法令・ITスキル等の習得や企業実習による実践的な職業訓練の実施にかかる費用の分が不足している。

- 1 (2) 平成19年の道路交通法の改正により、平成19年以降に取得した普通自動車運転免許では車両重量5トン以上11トン未満のトラックの運転ができなくなったこと、また、宅配便取扱数が増加し、中型トラックのドライバー不足に拍車がかかっている状況であることから、大型自動車一種運転免許以外に、中型自動車運転免許についても対象とする必要がある。

また、自動車運送業界の団体からは、荷役作業にも対応できるドライバーを求める意見が寄せられていることから、就職率向上のためにもフォークリフト運転免許等の取得と組み合わせた訓練とする必要がある。

- 2 人材開発支援助成金は、事業者等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度であるが、利用が進んでいない状況にある。

国からは、事業者が大型自動車一種運転免許等を従業員に取得させる場合、教育計画の内容次第で、人材開発支援助成金の受給が可能であるという見解が示されているが、より活用を図り、当該助成金を必要とする事業者が有効に利用できるよう、活用事例の紹介や詳しい条件の明示など、周知・広報を見直す必要がある。

IV-20 技能の振興や継承に対する施策の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置を実施しているが、減免措置に係る国の補助対象を縮小することなく、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

【提案理由等】

ものづくり分野を支える若者の確保は、日本経済・地域経済の成長にとって極めて重要であるとして、技能検定によりキャリアアップの動機付けを行わせるため、平成 29 年度より国の補助による技能検定受検手数料の減免措置が導入されたが、令和 4 年度から減免措置対象が縮小となった。

ものづくり産業において技能労働者の不足が問題となっており、引き続き、技能労働者の確保・育成をより一層進めていくため、国の補助による減免措置対象を学生も含め平成 29 年度と同程度に広げる必要がある。

(神奈川県担当課：産業労働局産業人材課)

IV-21 外国人留学生の制度拡充

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中小企業における労働力不足解消に向けた取組として、職業能力開発短期大学校の外国人留学生受入れを拡充するため、外国人留学生を日本人学生と同様に職業能力開発短期大学校の運営交付金の対象とすること。

【提案理由等】

現在、外国人留学生については、職業能力開発促進法第92条第3項の規定により職業訓練に準ずる訓練を実施している。神奈川県立産業技術短期大学校（職業能力開発短期大学校）の外国人留学生の受入れ数については、令和2年度より定員を10名としている。その外国人留学生は、令和7年3月31日現在、4期までの卒業生がいるが、エンジニアとして全員（100%）が就職しており、日本人の卒業生と同様に企業で活躍している。

また、企業にとって労働力不足は深刻な課題で、近年、職業能力開発短期大学校卒業生の就職先で、外国人材を雇用する動きが高まっていることから、同短期大学校で外国人留学生の受入れを拡充し、卒業後に雇用保険事業（職業能力開発事業）の保険料を担っている事業主・企業の中核人材として活躍してもらうような取組は、今後ますます重要と考える。

そこで、職業能力開発短期大学校における外国人留学生受入れを拡充するため、外国人留学生を日本人学生と同様に、職業能力開発短期大学校の運営交付金の対象とする必要がある。

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

日本語が障壁となり国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、更なる対策の充実を図ること。不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者を受け入れる病院・施設の負担が大きいことから、日本語能力の習得及び就労研修支援に対する国庫補助について、対象経費の拡充及び補助基準額の増額を行うなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

【提案理由等】

- 1 EPAの枠組みによる候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。

また、介護福祉士候補者については、4年間にわたり外国人介護福祉士候補者として就労・研修に従事した場合、在留資格「特定技能1号」への移行が可能となったが、外国人看護師候補者については、こうした措置はとられておらず、介護福祉士候補者と比べ在留期間が短くなっている。

こうした中、全受験者の合格率（令和7年3月発表全国の合格率：看護90.1%、介護78.3%）と比較して候補者の国家試験の合格率は低い（令和7年3月発表全国の合格率：看護18.6%、介護37.9%）ことから、日本語学習支援等の充実とともに、候補者の学習期間の確保及び受験機会の拡大の観点から、特例による在留期間の再延長など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。

- 2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されているものの、生活習慣が違い、日本語能力の低いまま来日した候補者を受け入れる側の経済的負担は未だ大きい。

介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準が緩和されるなど一定の改善が図られたが、令和4年度及び5年度外国人介護福祉士候補者受入施設支援事業について、補助基準額が縮小されたため、支援内容の規模縮小を余儀なくされる施設が生じるなど具体的な弊害が出ていることから、少なくとも従来の水準まで財源措置を復元する必要がある。

なお、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れは、各国との経済連携の強化のために行うものであり、必要な財源については、全額国庫負担で措置する必要がある。

他方で、看護師候補者については、診療報酬面での改善はない。また、国庫補助基準額は維持されているものの、依然として病院が候補者の受入れに係る経費の相当額を負担しており、更なる負担軽減策が必要である。

（神奈川県担当課：健康医療局医療整備・人材課、福祉子どもみらい局地域福祉課）

IV-23 飲食店向け協力金の債権管理事務等に係る財源措置

提出先 内閣感染症危機管理統括庁

【提案項目】

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、交付後に交付要件を満たさないことが判明した場合に、返還請求や債権管理事務等が必要となる。これらにかかる費用に対して、新たな交付金を措置するなど、全額国庫で負担すること。

【提案理由等】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮要請等に伴う飲食店等に対する協力金について、交付後に詐欺が疑われる等、交付要件を満たさない不正受給者への対応が多くの地方自治体で課題となっている。本県では、不正受給者に対して返還請求や、警察への告訴等を行っているが、返還請求の中には、分割納付でしか返還ができないなど長期にわたる債権管理が必要な事例や、返還に全く応じないため法的手段により回収を行う事例などがあり、事務処理のための人員の配置や弁護士への委任など、債権管理・回収等のために毎年度、相当程度の費用を要している状況である。

協力金は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、国が地方自治体に迅速な支給を求めて財源措置し、当時の飲食店が置かれた状況等を考慮して、各地方自治体が、国の方針に従い交付してきた。令和5年度以降は、新たな交付がないという理由で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財源が措置されていないが、上記のとおり、地方自治体は国の方針に従い協力金を交付した結果、受給資格のない者に対する債権管理及び債権回収業務が生じていることから、国はこれらに係る人件費及び訴訟に係る弁護士費用等の経費について、財源措置すべきである。

本県における飲食店向け協力金返還請求の状況（令和7年3月31日現在）

状況	相手方（者）	件数（件）	金額（千円）
返還請求	725	1,585	1,583,811
未返還	90	396	428,713

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）